

I 千葉県における社会的資源のあり方について

1 はじめに

- 地域における人と人とのつながりが希薄化している中で、家庭や地域における養育力が低下し、子どもや家庭に係る問題はより複雑化・多様化・深刻化している。
- このような中、児童虐待相談件数は急増し、児童虐待が要保護児童増加の大きな要因となっている。児童養護施設に入所している子どもの半数以上が被虐待経験を持っていることなどもあり、必要とされる要保護児童への対応の内容も複雑化・専門化している。
- しかし、子どもたちに対する現在の社会的養護の取組は、近年の複雑化・多様化した状況に十分対応仕切れていない。要保護児童に対する社会的資源のあり方について体系的に整理し、里親や施設、地域が一体となった社会的養護体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。
- 本検討委員会は、里親、児童養護施設、児童相談所等のあり方等、新たな状況に対応した社会的養護システムの構築を目指すこととし、県への提言及び県民に対し、地域社会全体での取組を促すためのメッセージを発信することを目的に昨年6月24日に設置された。
- この間、平成17年11月に千葉県社会福祉審議会が県に答申した「児童虐待死亡ゼロに向けて」を受け、答申に盛り込まれた児童相談所の体制整備や社会的養護のあり方について、本検討委員会で引き続き検討することとされた。
- 昨年11月の論点整理（中間とりまとめ）以来、里親、母子生活支援施設、児童養護施設、市町村、児童相談所等の関係者からの意見聴取に努め、課題の整理と今後の進むべき方向について議論を進めてきたところである。
- 今回は、社会的資源のあり方として、県として取り組むべき課題についての基本的方向及び県民へのメッセージを示すものである。

2 現状と課題

- 児童虐待相談件数が急増しており、児童虐待による要保護児童が全体の5割以上を占め、児童虐待の未然防止策の充実が急務となっている。
- 近年、虐待を受けた子ども、発達障害児その他心理的なケアを必要とする要保護児童が増加しており、学校なども含めた対策が急務となっている。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数も増加しており、子どもは親の暴力を目の当たりにして心に大きな傷を負ったり、暴力によるコミュニケーションを覚えたりすることにより暴力の世代間連鎖に繋がることもあるため、子どものためにも暴力の世代間連鎖を断ち切るためにも、子どもへのケアが重要である。
- このような中、児童虐待の相談受付窓口として一義的に市町村が対応し、児童相談所は市町村との強力な連携のもとに市町村への後方支援、重篤な事例への対応を図ることとなり、市町村における児童虐待防止ネットワークの整備・実効的な運営、児童相談所の専門性の強化が求められている。
- 平成17年11月に千葉県社会福祉審議会から、児童虐待を防止するための取組として児童相談所における虐待対応システムの抜本的見直しや実行性のある児童虐待防止ネットワークの整備促進などが提言された。この提言を受け、市町村と児童相談所は、互いの特性を理解し、適切に役割分担をしながら、児童虐待に対応することが必要であり、特に、事例が隙間に落ちることのないように連携することが重要とされている。
- また、民生委員・児童委員、主任児童委員については、虐待通告ケースにおける周辺調査や在宅支援ケースにおける見守りなど、地域に最も身近な子育て家庭の状況把握・支援の役割を担うことが期待される。
- 児童養護施設は、県所管が14か所、18年度の定員が850名であるが、施設の定員と人口の割合をみると、千葉県分は全国における割合の約2分の1と少ないことなどから、入所率は恒常的に90パーセントを超え、量的・質的整備促進が望まれる。
- 要保護児童の多くが生活をする児童養護施設などの入所施設のほとんどが大規模施設で、入所中の子どもの生活の質の向上やプライバシーの確保が課題となっている。
- 子どもの発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、要保護児童への支援はできる限り家庭的な環境の中での養育が望ましいが、現在、要保護児童の支援は、乳児院や児童養護施設などの施設での養育が大きな割合を占めている。
- 家庭的な養育として里親は、平成18年3月1日現在229組（養育222、親族7）が登録されており、このうち85組の里親に120人の子どもが委託されており、要保護児童全体に占める里親委託の割合は、13.8パーセントである。なお、全国では平成17年3月末現在で8.5パーセントである。千葉県次世代育成支援行動計画で

は、平成21年までに委託率を20パーセントに高めることとしており、里親の啓発や支援の充実が求められている。

なお、里親登録者数の多くは養子縁組を希望しているが、養子縁組を前提としない養育希望者を開拓する必要がある。

- 児童養護施設等を退所した子どもや里親の元を離れた子どもの自立支援を行う自立援助ホームは、2か所整備（定員各6名）されているが、受け皿としての量的拡充を図る必要がある。
- 児童相談所の児童福祉司の配置について、児童福祉法施行令により「児童福祉司の担当区域は、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万人までを標準として定める」とされているが、本県の児童福祉司一人当たりの担当人口78,951人というのは非常に多く、全国の都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市の中で多い方から8番目である。
- 児童相談所の児童心理司の配置については、「少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に、さらには1：1を目指して配置すべき」という考えも、国の研究会から示されているところであるが、本県においては、1：2以下となっている。

3 めざすべき方向

(1) 基本的視点

- 子どもの健やかな成長と自立を保障し、要保護児童の発生予防に努めるため、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える取組の拡充を図る。
- このため、児童相談所や市町村児童虐待防止ネットワークをはじめ、地域における相談支援体制を強化・拡充し、社会全体で虐待を生み出さない環境づくりを目指す。
- 子どもの発育や家庭の状況に応じた、様々なニーズに対応できるような連続した切れ目のない支援を図るものとする。特に、児童虐待防止対策においては、発生予防から早期発見・早期対応、治療、家族関係調整、そして社会的自立に至るまで、また、虐待を受けた子どもの重症度に応じた切れ目のない支援の体制を強化するため、関係機関の密接な連携による支援が必要である。
- 要保護児童の支援については、子どもの最善の利益を尊重するとともに、社会への自立に向けての機会の平等（フェア・スタート）の確保に最大限の配慮をするものとする。
- 現状に鑑みれば、社会的養護サービスの量と質の整備を図ることが最も必要とされる。
- 里親と施設、在宅サービスと施設サービス、里親型ファミリーグループホームと地域小規模児童養護施設等、公立施設と民間施設等、同種のサービスに対する公的支援の

格差の是正に近づけていくという視点を持つことが必要である。

- 社会的養護を大規模施設による大舎制の施設養護から、施設のケア形態の小規模化、里親などの家庭的養護重視に政策誘導していく。
- 施設運営に当たっては、民間でできることは民間に委ね、要保護児童の支援の充実に努めるものとする。
- ジョブカフェなど他分野の様々な社会的資源も幅広く活用し、組織横断的に有効な連携を図り、自立支援等のサービスを相互に結び付けていく工夫をしていくことが必要である。

(2) 要保護児童の未然防止への取組の強化

ア 要保護児童の増加の要因である児童虐待の未然防止の取組を強化する

(ア) 児童相談所の取組の抜本的見直し

【児童相談所の増設】

- 県児童相談所は本所5か所、支所1か所であるが、所管区域について、市町村合併の状況を踏まえながら、現在人口、将来人口、面積等を勘案して見直しする必要がある、支所についてはできるだけ早期に自立的に措置権を行使できる本所に格上げすることが望まれる。
特に、緊急性に鑑み1時間程度で移動できる範囲を考慮すると、中央児童相談所の管轄区域の見直しに伴う増設が必要である。また、中核市に対する児童相談所の設置を働きかける必要がある。

【児童福祉司・児童心理司の増員】

- 児童福祉司の配置について、児童福祉司一人当たりの管轄人口は、都市部における先進的な自治体（一人当たり約5万人）を目指すことが望まれるが、5年以内に全国平均以上（一人当たり6万3千人）の配置を目指すべきである。
- 児童心理司の配置について、児童心理司：児童福祉司は1：1が望ましいが、当面は5年以内に2：3以上とすることを目標に、計画的な増員を目指すべきである。

【児童相談所の専門性の確保】

- 児童福祉司の専門性を確保するため、専従性を高める必要がある、児童福祉司としての勤続年数は最低5年以上とするのが望ましい。福祉職での採用や民間登用も積極的に進める必要がある。
- 職員の研修については、体系的・実践的な研修を実施するとともに、経験豊かな指導者的職員の育成が必要であり、指導者育成のための外部講師による研修の強化や他県や専門機関への職員派遣等、早急に取組を検討し、実施する必要がある。

- 児童虐待防止の専門的な視点から事例を検討するため、弁護士、法医学者など民間の専門家（虐待エキスパート）の活用について、充実を図る必要がある。
- 虐待を受けた子どもへの専門的な治療のため、精神科医が勤務する日数を増やす必要がある。
- 児童虐待のデータの集積、研究を進めるとともに、保健師、精神保健福祉士等の多様な専門職の配置や児童福祉司等の企画・研究部門への配置について検討することが望まれる。
- 児童相談所において、障害・非行・虐待等の分野ごとの専門的な対応が求められている中で、企画部門の設置や児童福祉司と児童心理司とのチーム編成、及び分野別の専従班の設置など、従来の組織体制の抜本的な見直しを検討する必要がある。
- 特に、虐待への対応を専門的に行う虐待対策班の設置について、検討することが望ましい。
- また、児童相談所の業務うち、障害の判定業務については、所内に専門班を組織することやインテークから調査及び資料作成までを専門機関に委託することなどにより、児童家庭相談体制とは別の分野による実施の検討が望まれる。

【一時保護の見直し】

- 一時保護所については、児童相談所の増設を検討する際に、全ての児童相談所に設置する必要があるかを検討するとともに、外部委託も含めて検討する必要がある。
- 乳幼児など他の子どもと一緒に生活できない子どもたちのために、里親や児童福祉施設などを活用した一時保護委託の積極的な活用を図る。学童・思春期で自傷他害が激しいなどの子どもを保護して集中的な診断・判定をする寮などを、情緒障害児短期治療施設等に付置することを検討する必要がある。

(イ) 地域における児童家庭相談体制の整備

- 市町村児童虐待防止ネットワークの整備について、早期に全市町村の整備を進めるとともに、関係機関の隙間に落ちて適切な支援が行われない事例の防止や、民間団体をはじめこれまで法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関との円滑な情報交換や連携を促進するため、市町村要保護児童対策地域協議会への移行を促進する必要がある。
- 児童虐待については予防を徹底する方策が必要と思われるため、地域の小さな単位（乳幼児のいる全家庭を視野に入れる。）での取組や、妊娠から出産・乳幼児期までに関わる医療・保健・福祉・教育などの各種機関が、予防という観点から連携し、徹底した方策を検討すべきである。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員には、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のための子育て家庭の相談役として、また、要保護児童のアフターケアにおける支援者としての役割が求められており、児童相談所及び市町村の相談体制の中でも、民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を明確に位置づけ、互いに連携する必要がある。
- 県の健康福祉センターに設置している家庭児童相談室については、市町村合併の動向を踏まえ、あり方を検討するべきである。また、県・市町村の児童家庭相談や、24時間365日児童・高齢者・障害者に横断的に対応している中核

地域生活支援センターや民生委員児童委員、主任児童委員、母子自立支援員、母子保健相談員等との連携と役割分担を県民に分かり易く示す必要がある。

イ 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の充実

- 日常生活の中で子育て家庭を孤立させないよう、市町村や地域住民、保育所や幼稚園など地域の関係機関や団体が連携し、組織する小域福祉フォーラム（地域子育て会議）を小学校区または中学校区の全てに設置する必要がある。
- 子育てに関する情報提供の充実、全保育所に地域子育て支援センターの設置や、つどいの広場等の交流の場づくりを一層推進し、全ての子育て家庭を支えていく必要がある。
- 子育てを地域全体の喜びであり課題であると捉えることにより、子育てを地域みんなで支えていく地域づくりを、より一層進める必要があり、地域全体で子育てを支援する意識の高揚及び人材育成を図る必要がある。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが家庭に戻ったとき（夏季等の帰省時を含む。）も、引き続き、子どもやその家庭に対する支援は欠くことができない重要なサービスであるため、今後支援策等を強化する必要がある。
- そのためには、子どもが児童養護施設等に入所後も、市町村の担当者や主任児童委員等が当該施設を訪問して子どもと面会し、さらには、要保護児童対策地域協議会の調整機関が子どもの養育状況を施設から徴して子どもと家庭の様子を常時把握しておくなど、地域の子どもとして支える姿勢を持つことが必要である。
- 児童養護施設は、地域の子育て支援拠点機能となるショートステイ事業の実施や児童家庭支援センターの設置等により、地域に孤立した存在ではなく地域との交流に積極的に取り組む必要がある。

(3) 社会的養護体制の確立

- 子どもの特性に応じた多様な選択肢並びに社会的養護サービスの供給を増やすため、社会的養護の今後の需要予測と、それに見合う供給体制の確保について研究し、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設等の整備計画を策定することが望まれる。
- 里親、里親型ファミリーグループホーム、児童養護施設及び自立援助ホームなどに対する財政的支援策について、制度間の格差是正を図る観点から充実に努めるとともに、国に対し制度の見直しを働きかけるなどの検討が必要である。
- また、公設公営の場合の入所中の子ども一人当たりにかかる費用が多く、公と民と運営主体が異なることによる、子どもに対する費用の格差を是正することが必要である。
- 家庭に暮らしている子どもと、施設・里親の下で暮らしている子どもとが、社会に出る時点では平等にチャンスが与えられるよう、公正・公平なスタート、対等の立場、機会の平等を図るため、高校、大学進学や就業のためのキャリア教育等自立支援策の充実を図る。

ア 家庭的養護を充実させるための取組

【里親制度の普及・活用】

- 里親制度普及のため、高校や大学などの学校教育の場での普及や、社会全体で

子どもを育てるという意識の醸成に取り組む必要がある。

- 里親家庭が子どもを受託し育てていくには、周囲の理解と支援も不可欠であり、県民への啓発や地域における子育て支援策の充実を図る必要がある。
- 特に、仕事と育児の両立や子育て家庭における臨時的、突発的な育児支援に対応するため、育児支援をしたいボランティア精神を持つ協力会員と、育児支援を必要とする依頼会員からなるファミリーサポートセンター事業等を推進していく中で、あるいは子育て支援活動をしているあらゆる機関に対して、里親への理解を深めるとともに、活用していくことが必要である。
- 里親制度の普及及び委託率を向上させるため、千葉県次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標（平成21年度末までに、登録数を320組、委託率を20パーセントに増加）の達成を目指すものとし、親族里親や短期里親を開拓する。さらには、専門里親や里親型ファミリーグループホームの制度をさらに活用するとともに、児童福祉施設従事経験者、保育士、ベテランの里親などが、里親をすることが職業として成立するような制度の創設を検討する必要がある。
- 虐待を受けた子どもの養育の充実を図るため、専門的技術を取得した専門里親への登録を里親に対して積極的に推進し、制度の積極的な活用を図る必要がある。

【里親型ファミリーグループホームの充実】

- 家庭的な雰囲気の中で6名以内の子どもを養育する里親型ファミリーグループホームは、子どもの養育にも望ましいため、設置を促進する必要がある。
- 里親型ファミリーグループホームの安定した運営ができるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化や、例えば家屋の改修費や家賃補助、援助者の雇い上げ費用などのための財政的支援等の充実に努めることが必要である。

【里親への支援と質の向上】

- 児童相談所に里親専任職員を配置し、里親の開拓を図るとともに、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、里親委託への取組を強化する必要がある。
- 里親養育を支援する立場から、子どもと里親との橋渡しをするスタッフを養成するとともに、里親及び里子からの相談機能を持つ「里親支援センター」を里親会に委託するなどして設置することを検討する必要がある。
- 里親同士が地域等気軽に集まれる場所、一般の人達との触れ合いができる「里親サロン」等を充実し、さらに拡充する必要がある。
- 施設と里親が相互に連携し、施設は専門性やノウハウを高めるとともに、里親をサポートしていくことも必要である。
- 里親同士の連携によるレスパイト・ケアの利用を促進するなど、里親の養育負担を軽減するためのレスパイト・ケアの促進や里親による任意団体である里親会に対する支援をより積極的に行っていく必要がある。

子どもが行くのではなく、子どものいる場に来てくれるシステムの充実が必要である。また、里親が、親族等に一時的に子どもを預ける際の不慮の事故に対応する

ための保証制度について検討することが望まれる。

- 中・高校生の場合は里親の負担も大きくなることから、生活諸費の増額を他の公的支援制度との整合の中で検討すべきである。
- 里親の養育力の向上が求められているため、児童相談所や児童養護施設などと里親の連携を深め、研修受講の義務化、研修の充実を図るなど、里親自身の研鑽のための方策を検討する必要がある。

イ 施設養護の取組の転換

【ケア形態の小規模化】

- 現在の児童養護施設については、子どもたちのQOLの向上に配慮し、大舎制からケア形態の小規模化を進め、家庭的な養護体制の導入を図ることが必要であり、国、県による補助制度の充実が求められる。
- このため、老朽施設の建替えにあたっては、大舎制から小・中舎制への移行促進、あるいはユニットケア化の導入を原則とすべきである。その際、建替え整備の促進策として、県独自の財政支援策を講ずることが望まれる。
- 児童養護施設に乳児ホームを併設するなどの工夫により、乳児枠の拡大を図るとともに、ケアの連続性を確保することが必要である。
- 施設が、分園型グループホーム、里親、里親型ファミリーグループホームのバックアップをする機能を有するよう促進を図る必要がある。

【施設養護の質の向上】

- 施設が子どもたちにとって安全で安心して過ごせる場となり、また、地域に開かれた施設となるためには、養育環境に配慮した施設の設備の基準の見直しにより生活の質を高めるとともに、職員の配置基準の改善や研修の実施、労働条件・環境の改善など職員の意識転換及び資質の向上を図る必要がある。
- 各施設においては、施設養護の質の向上を図るため、サービスの評価について、第三者による評価や個々の事業所内における苦情解決制度の推進・充実を図り、サービスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

【施設の専門性の強化】

- 児童虐待相談件数の増加等に伴い、入所中の子どもや委託されている子どもの問題の変化に対応するため、各施設に児童虐待やDV等に対応する心理職等の専門職を早急に確保する等、多様な専門職を配置して専門性を高めていくことが必要である。

【施設の地域化・地域における連携】

- 近年の児童虐待相談件数やDV相談件数の増加により、社会的養護を考えていく上で、母子の問題やDVの問題は、極めて重要な課題となっている。
このため、児童相談所をはじめ、乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設などの児童福祉施設や配偶者暴力相談支援センター等の機関との相互連携、及び

各機関が有するサービスの相互利用の推進のあり方について、検討することが必要である。

- 児童養護施設は、地域の子育て拠点機能となるショートステイ事業の実施や児童家庭支援センターの設置等により、地域に孤立した存在ではなく地域との交流に積極的に取り組み、地域で子どもを見守り育てていく社会の実現のための取組を積極的に行うことが必要である。

ウ 情緒障害児短期治療施設の早期設置等

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、虐待を受けた子どもの入所の占める割合が増加してきているため、情緒障害を有する子どもをケアし、自立支援をしていく情緒障害児短期治療施設を早期に設置して治療の核となる機能を整備について検討すべきである。
- 教育・福祉・医療の各分野が連携し、治療が必要な子どもの援助システムを構築することが望まれる。
- 同時に、専門職の養成を検討するとともに、治療にあたっては地域の医療機関等を活用することも検討すべきである。

エ 自立支援策等の充実

- 子どもの自立支援を促進する自立援助ホームについては、児童養護施設を中学又は高校卒業に伴い退所する子どもの受け皿として、また、子どもの社会的自立に大きく寄与することから、整備促進を図る。自立援助ホームは県下に2か所設置されているが、各児童相談所管内に少なくとも一つ以上の自立援助ホームの設置促進を図る必要がある。また、自立援助ホームに対する財政的支援の拡充を図ることも必要である。
- 子ども個人に根ざした自立支援計画を策定し、計画に基づいて支援するとともに、成人するまでのアフターケアが可能な体制をつくる必要がある。
- 施設を退所した後でも気軽に立ち寄れる場所づくり、自立困難な場合や困った時に戻れる場所づくり及びこれに対応できる職員の養成が必要である。
- 自立困難な子どもに対する自立支援のためのプログラムの作成も、検討する必要がある。
- 施設を退所した子ども、里親委託を終了した子どもが社会に出たときに安心して自立ができるように、入所中等からの資格取得や自動車免許取得のための支援や、就職できるまでの間の支援、また万一離職しても支援できるよう、地域社会と連携し、あるいは協力を仰ぎながら支援する制度やシステムを構築することが必要である。
- 高校、大学進学や就業のためのキャリア教育等自立支援策の充実を図るとともに福祉分野以外の取組で、ひきこもり、ニート等の無業者やフリーター等に対する就労支援や自立支援の施策を活用するため、分野横断的な連携を図るとともに、自立支援策を必要とする子どもへの情報提供を行う必要がある。
- 希望する全ての子どもたちへ大学進学への道が開かれるよう、子どもの大学進学等の際、20歳まで措置延長し、措置費を支弁することについては、引き続き実施することが望まれる。
- 大学などへの進学の場合の奨学金制度やあるいは、職業指導を行う里親の開拓

及び制度の活用など自立支援対策の総合的な実施について検討するべきである。

- 公的保証人制度の創設を国に働きかける必要がある。
- 母子生活支援施設を退所する子どもについて、情緒障害児短期治療施設への入所や自立援助ホームの利用、障害者の訓練施設への入所など、子どもの実情に応じた多様な選択、適切な支援ができるよう、支援方策の充実強化を図る必要がある。

オ 運営上の工夫・プログラムの開発

- 自立援助ホームの運営費の補助金の支払が当該年度末になり、初年度1年間は補助金がないまま運営せざるを得ず、不安定な運営を強いられるため、年度当初に補助金を支払うよう、国に制度の見直しを働きかける必要がある。
- 里親と施設が連携するためのプログラムの開発、例えば里親が施設と連携して施設の子どもたちと旅行をすることなどを通じ、子どもたちに計画の立て方、お金の使い方、礼儀を学習する機会を提供するような総合学習的なプログラムなどを開発し、取り組むことが望まれる。
- 施設に入所中の子どもと地域のボランティアとの交流による家庭生活の体験を促進するとともに、地域のボランティアの人たちの里親登録の促進にもつながる「施設、里親、地域の連携のプログラム」の開発が望まれる。
- 児童虐待のあった家庭の家族関係を支援し、調整するプログラムを開発することが必要である。
- 児童相談所の専門性強化のため、初任者研修・中堅研修・ベテラン研修など、研修の充実化・体系化を図る必要がある。

Ⅱ 千葉県における県立児童福祉施設（乳児院・富浦学園・生実学校）のあり方について

1 現状と課題

乳児院・富浦学園・生実学校の3つの県立県営（以下「県立」という。）児童福祉施設は、昭和40年代に建設され老朽化が著しく進んでおり、県立施設としての役割を十分踏まえながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、施設のあり方を検討することが求められる。

（1）乳児院

- 昭和47年に建てられた施設で、老朽化が見られ、建替え等の検討が必要である。
- 乳幼児の健全育成のためには、愛着関係の形成は非常に重要であるが、集団的ケアが中心である。
- 児童福祉法の改正により児童養護施設との年齢要件が見直され、ケアの連続性が可能になったが、人的配置や設備面から依然として2歳での措置変更が行われている。
- 他の民間乳児院に比べ10名多い定員30名であり、平成18年3月1日現在の入所児童数は、28名である。
- 乳児一人当たりの経費は、月約96万円となっており、類似施設の1.5倍以上の経費を要している。

（2）富浦学園

- 管理棟が昭和42年、児童棟・幼児棟が昭和48年に建てられた施設であり、老朽化も進んでおり、また、100名もの子どもの生活環境の改善を図る必要があることから、早急に建替え等の検討が必要である。
- 虐待を受けた子どもも含め、民間では対応困難な子どもを受入れてきた実績がある。
- 富浦学園は定員が幼児棟28名、児童棟72名の大舎制施設で、児童棟の居室は8人部屋であり、高校生になっても個室はなく、プライバシーの確保も困難な状況にある。
平成18年3月1日現在の入所児童数は、本体施設では定員100名に対し97名の状況である。
- 平成17年度には県内初の地域小規模児童養護施設が開設された。
- 民間施設に比べ、職員配置が厚く、人件費を中心に子ども一人当たりの経費は月約45万円となっており、類似施設の約1.5倍の経費を要している。

（3）生実学校

- 管理棟が昭和46年、児童舎が昭和45年に建てられた施設で、老朽化が進んでいるため建替え等の検討が必要である。
- 県内唯一の児童自立支援施設である。
- 児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県による設置規定及び施設長、児童自立支援専門員等の職員については、都道府県の吏員をもって

充てることとなっている。

- 定員は70名で、平成18年3月1日現在の入所児童数は、55名である。
- 子ども一人当たりの経費は、月約99万円となっている。

2 めざすべき方向

(1) 基本的視点

- 県立児童福祉施設でなければできないことに特化し、確実に実行する必要がある。
- その際、要保護児童の援助の確保を前提に、「民間にできることは民間に委ねる」を基本とする。
- いずれの施設も老朽化が著しく、早急に建替え等の施策が必要である。
- 建替えに当たっては、社会的養護の動向を踏まえ、他施設との統合や必要な施設の併設あるいは必要な施設の機能を付置するなど、総合的な検討が必要である。
- 情緒障害児短期治療施設機能の付置について、積極的に検討する必要がある。
- 建替え等の検討を進めるに当たっては、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を個別に設置し、各施設について年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進める必要がある。
- 運営経費について、民間施設との格差の是正を図ることが必要である。
- 入所中の子どもにとっては子どもの気持ちを理解し温かく受け止め、長く子どもに接してくれる職員が必要であり、直接処遇職員の人事ローテーションのあり方については、子どもの養育という点を考慮すると、これまでどおり5年以上は同じ施設に勤めることができるような人事配置が望まれる。

(2) 乳児院について

ア 基本的なあり方について

- 建替え等の対策にあたっては、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての乳児院の設置意義及び効果等の外部評価を実施するとともに、将来的には、民営化あるいは民間移譲についても、視野に入れた検討をすることが必要である。

イ 本体機能について

- 児童虐待相談件数の増加等により子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、虐待を受けた子どもや虚弱児などの受入れ等の新たな課題に対応できるように取り組む必要がある。
- 職員数・勤務形態との関係を考慮しながら養育形態の小規模化を目指す必要がある。
- 乳児の生活の質の向上や職員の負担軽減に資するよう、配慮することが望まれる。
- 乳幼児は、基本的には家庭的な環境で育てられることが大切であり、できるだけ早期に、安定した家庭（元の家庭、困難な場合は里親家庭）で暮らすことができる

よう努めていく必要がある。

- 里親との連携については、乳幼児が安定した家庭生活の中で育てられるためにも、元の家庭に戻すことが困難な場合には、里親家庭の役割が非常に重要となってくることから、里親への委託促進のためにも、積極的に連携を図っていくことが求められる。
- 日常的にも近隣等の地域との交流に取り組み、地域の子育て支援の拠点施設としての機能をもつことも必要と思われる。

ウ 付設・併設する機能について

- 乳幼児が健康で育っていくためには、緊急の場合はもとより、日常における健康管理が重要であることから、建替時には治療施設（例：こども病院）との併設等についても、検討を行うことが必要である。
- 県立施設として残す場合には、県立こども病院への付置や情緒障害児短期治療施設の付置をあわせて検討する必要がある。
- 児童養護施設との緊密な連携や併設・機能統合を検討する必要がある。
- 乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態である「親子寮」といったようなものを付置することを検討することも必要である。

(3) 富浦学園について

ア 基本的なあり方について

- 将来的には、公立民営もしくは民間委譲の方向で検討を進めるべきである。
現時点において、県立施設としての存在意義は認めざるを得ないが、特に建替え時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての児童養護施設の設置意義、効果等の外部評価を実施するとともに、民営化や指定管理者制度の導入、民間移譲を含め、研究課題とすべきである。
- 県立県営として残す場合には、例えば、100人の本体施設の定員のうち30人を県立で残して70人を民営化し、20人の乳児院を併設して、乳児から学齢まで広範に対応できる施設にすることなど、一部を公設公営とすることも検討する必要がある。

イ 本体機能について

- 子どもの居室の個室化を検討するなど、子どもが安全で安心して過ごせる空間を持った施設とすることが必要である。
- 今後も、できるだけ家庭的な環境の中で生活ができるよう、ケア単位の小規模化やサテライト型の整備に積極的に取り組むことが必要である。
- 学区の異なる所にサテライト型の地域小規模児童養護施設をつくっていくことを検討することも有用と思われる。
- 地域小規模児童養護施設を数か所地域に分散して設置して、定員の半分程度をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする形態が望ましい。

- 引き続き、虐待を受けた子どもも含め民間では対応困難な子どもの受入れや、心理面も含め治療的ケアのできる施設としての役割が期待される。
- また、子どもの自立が困難な場合に対応できるよう、アフターケアの機能を持つことが必要である。
- 積極的に地域との交流や民間団体との協働を推進していく中で、施設だけでなく地域全体で子育て支援していく社会づくりに積極的に取り組み、施設自体が積極的に地域の子育て支援の拠点機関としての役割を果たすことが必要である。

ウ 付設・併設する機能について

- 一部定員を県立施設として残す場合には、情緒障害児短期治療施設の付置をあわせて検討することも必要である。
- また、子どもにとっては連続したケアが大事なことから、乳児院との統合もあわせて検討すべきである。

(4) 生実学校について

ア 基本的なあり方について

- 現段階では、引き続き県立県営施設として運営することとされている。なお、国においては、民営化も容認する方向で検討を進めており、児童福祉法の改正が前提となるが、将来的には、民営化あるいは民間移譲についても視野に入れた検討する必要がある。

イ 本体機能について

- 退所後の子どもの自立をより確かなものとするために、自立援助ホームとの連携や自立援助ホームに対するバックアップ機能の役割を持たせることが必要である。

ウ 付設・併設する機能について

- 建替えに当たっては、子どもの自立に向けた新たな機能の充実の視点を考慮する必要があるが、大規模な建替え時にこだわらず、入所中に職業訓練ができる機能の付置など必要な施設整備については、実施する必要がある。
- 子どもの自立のために、退所後の子どもの独立した生活を支援、退所したが自立困難に陥った子どもの再出発のための支援、さらに親子関係修復のための支援機能を持つ自立支援ホームの機能をもった「自立支援寮」の付設を検討していくことが必要である。

Ⅲ 国への提言・要望について

- 児童養護施設等社会的養護を必要とする子どもたちのためのサービスについて、子どもたちのQOLの向上に配慮し、大舎制からケア形態の小規模化を進め、家庭的な養護体制の導入促進を図るための財政的支援策の大幅な拡充を図るとともに、職員の配置基準の見直しを行うこと。
- 里親型ファミリーグループホームの制度化を図ること。
- 児童養護施設、里親、自立援助ホーム、里親型ファミリーグループホームなどの支援策について、制度間の格差是正を図ること。
- 要保護児童の自立の際の公的保証人制度を創設すること。
- 大学進学や就労支援等特別な事由がある場合には、20歳を超えて児童福祉施設入所ができるようにすること。
- 自立援助ホームの運営費の補助金の支払が当該年度末になり、初年度1年間は補助金がないまま運営せざるを得ず、不安定な運営を強いられるため、年度当初に補助金を支払うようにすること。

Ⅳ 県民へのメッセージ

- すべての子どもたちが、温かい家庭生活の中で育てられることを願っています。そのための支援をし、また、何らかの事情で親元で暮らすことのできない子どもたちのよりよい生活を保障するためには、行政や専門家のみならず、地域の人たちの協力が不可欠です。そのため、この報告では、県民一人ひとりに対しても、以下のようなメッセージを発して協力をお願いしたいと思います。

【子育てに困ったときにはSOS】

- 完璧な親なんていないから、子育てに疲れ果てる前に人の手を借りてみませんか。子育て支援サービスを上手に活用し、困ったら、とにかくSOSを発してみましょう。

【地域の子どもたちを見守り、支えましょう】

- あなたの周りで子育てに困っている人がいたら、ためらわずに手を貸してあげてください。小さな子育て応援の積み重ねが、子育てにゆとりを与えるでしょう。
- 地域の子どもたちを一時的に保育したり、児童養護施設などに入所している子どもたちが家庭生活を体験したりできるよう、たとえば夏期休暇中などに家庭に受け入れてあげてください。
- 地域の子どもたちの名前を覚え、そして、見かけたら、声を掛けてあげてください。地域みんなで子どもを見守ることが、子どもの安全、安心を確保することとなります。
- 住み慣れた家庭や地域を離れ、児童福祉施設で生活している子どもも、やがては家庭や地域に戻ってきます。彼らを温かく迎えてほしいと思います。

【子どもたちは里親を求めています】

- 千葉県には、今なお親元で暮らすことのできない子どもたちがたくさんいます。そんな子どもたちが家庭的環境のもとで育てられるよう、多くの里親を求めています。あなたを里親として必要とする子どもたちがいることを、考えてみてください。

【おかしいとおもったら、迷わず通告を】

- 不適切な子育てや虐待を見かけたら、市町村や児童相談所に通告することが広く国民の義務として規定されています。通告はSOSを発することができないでいる人を援助に結びつける大切な役割です。
- 子どもの生命を守るためには、親が子どもを養育する権利やプライバシーが制限される場合もあるということを、子どもたちの福祉のために理解してほしいと願います。

—おわりに—

- 18年度中にできるものは直ちに実施し、19年度の予算や条例改正、制度改正等でやっていけるものは19年度からすぐに、最終的な答申を待たずにやれるものは早急に実施していただきたい。
- 今後は、本報告書に示す基本的方向について周知するとともに、パブリックコメントの実施などにより広く意見を聴取するほか、里親、施設に入所中の子ども、施設職員等からの意見を聴取することなどにより、その具体化を図ることが必要である。